

下松市・記者発表（配布）資料

令和 7 年 3 月 1 9 日

部 課 名	課 長	担 当	連絡先 (直通)
議会事務局	引頭 朋子	古田 真也	(0 8 3 3) 4 5 — 1 8 7 4
1 件 名	議員提出議案の配付について		
2 日 時	令和 7 年 3 月 2 6 日		
3 場 所	下松市議会棟		
4 内 容	令和 7 年第 2 回下松市議会定例会最終日（令和 7 年 3 月 2 6 日）に上程する議員提出議案を配付します。 ・ 議員提出議案第 2 号 下松市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例		

議員提出議案第 2 号

下松市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

(提出者)	下松市議会議員	近藤	康夫
(〃)	〃	磯部	孝義
(〃)	〃	金藤	哲夫
(〃)	〃	中谷	司朗
(〃)	〃	森	良介
(〃)	〃	柳瀬	秀明
(〃)	〃	山根	栄子

下松市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

下松市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年下松市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 5 2 条から第 5 4 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 2 条第 1 0 項及び第 1 2 条第 5 項の表の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から、第 5 2 条から第 5 4 条までの改正規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（提案説明）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、条例の規定の整備を行うものである。